

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

2022 貿情セ調（経提）第6号

2022年9月7日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫 ・主任研究員 岡本 圭市
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
1. 輸出貿易管理令別表第一	
<p>1) 7の項(22)</p> <p>【意見内容】 次のとおり修正する。 「七 (二十二) ……三酸化ガリウム<u>又は</u>ダイヤモンドの基板……又はインゴット、……」を 「七 (二十二) ……三酸化ガリウム<u>若しくは</u>ダイヤモンドの基板……又はインゴット、……」に変更する。</p> <p>【理由】 同一文章内に「又はインゴット……」と記載されているためです。 なお、WAの規定によれば、次のとおり"substrates"と ingots の間に「<u>or</u>」と記載されており、Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga2O3)も semiconductor "substrates"に係っているものと解釈できます。</p> <p>3. C. 5. High resistivity materials as follows: a. Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga2O3) or diamond semiconductor "substrates", <u>or</u> ingots, boules, or other preforms of those materials, having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C;</p>	
<p>2) 15の(2)</p> <p>【意見内容】 「電波若しくは赤外線」を「電磁波」と修正する。</p> <p>【理由】 CISTEC 先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第1の15の項(2)、貨</p>	

<p>物等省令第14条第二号の改正要望」2021 質情セ調（経提）第2号（2021年7月30日（2021年8月31日再提出））に記載の通り、当該部分の改正案をWA原文で規制している"electromagnetic radiation"の日本語訳に対応する『電磁波』に統一することが望ましいと考えます。</p>
<p>2. 外為令別表</p>
<p>1) 7の項(3)</p> <p>【意見内容】</p> <p>現行の「集積回路の<u>設計又は製造</u>に係る技術」を「集積回路の<u>設計、製造又は使用</u>に係る技術」と修正する。</p> <p>【理由】</p> <p>意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。</p> <p>貨物等省令第19条3項第四号は、</p> <p>「電磁パルス又は静電放電による中断から1ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム」と法令文中に「設計」という単語を含んでいますが、ここでの「設計」は、第四号に相当するWA原文3.D.5</p> <p>["Software" specially designed to restore normal operation of a microcomputer, "microprocessor microcircuit" or "microcomputer microcircuit" within 1 ms after an Electromagnetic Pulse (EMP) or Electrostatic Discharge (ESD) disruption, without loss of continuation of operation.]</p> <p>の「designed」に相当する訳であって、外為令7の項(3)の中の「設計(“development”）」に対応するものではありません。これは、例えば貨物等省令第19条3項第一号が、</p> <p>「極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラム」となっているところ、対応するWA原文3.D.3が</p> <p>['Computational lithography' "software" specially designed for the "development" of patterns on EUV-lithography masks or reticles.]</p> <p>となっていることから明らかです。</p> <p>貨物等省令第19条3項第四号に相当する3.D.5においては、「“development” / “production” / “use”」の記述が無いので、「設計・製造・使用」のいずれかにあたるか限定していませんが、規制文の内容からマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサの専ら「使用」のプログラムが規制対象と考えられます。従って、上位法令である外為令7の項(3)に「使用」を追加することが適切と考えます。</p>
<p>3. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令</p>
<p>1) 貨物等省令第4条第十一号ハ(二)</p> <p>【意見内容】</p>

原案) ポリクロロトリフルオロエチレン

修正案) ポリクロロトリフルオロエチレン (油状又はワックス状の改質品に限る。)

【理由】

意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。

- 1) 2022年7月29日に CISTEC 先端材料関連分科会より提出した「貨物等省令第4条第十一号の改正要望」2021 貿情セ調(経提)第2号(2021年7月30日(2021年8月31日再提出))に記載の通り、WAと規制対象を一致させるため、本号に対応するWA原文1.C.6.c.3.b.の除外規定のかっこ書き(oily and waxy modifications only)を反映させる。
- 2) WA原文1.C.6.c.3.b.は以下の通り
 - 1.C.6. Fluids and lubricating materials, as follows:
 - a. Not used since 2015
 - b. (略)
 - c. Damping or flotation fluids having all of the following
 1. 及び2. (略)
 3. Made from at least 85% of any of the following:
 - a. (略)
 - b. **Polychlorotrifluoroethylene (oily and waxy modifications only);** or

(以下略)

2) 貨物等省令第6条第十七号ヌ

【意見内容】

下線部を次のように追加修正する。

(現行省令) 試験装置であって、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの

[以下略]

(修正案1) 特別に設計した試験装置であって、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの

[以下略]

(修正案2) 半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用に特別に設計した試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの

[以下略]

【理由】

意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。

本項は国際レジーム Wassenaar Arrangement (以下 WA) の以下項番に基づいているものと理解しております。

3. B. 2. Test equipment **specifically designed for** testing finished or unfinished semiconductor devices as follows and specially designed components and accessories therefor:

a. For testing S-parameters of items specified by 3.A.1.b.3.;

[以下略]

WA では、” specifically designed for” の文言が示す通り、半導体デバイスまたはその半製品の試験用に「特別に設計した」試験装置を規制していると読み取れます。

国際ハーモナイゼーションの観点から、国内政省令は同じ意図の規制と理解しておりますが、現在の規制文言では、「特別に設計した」ものを規制していることが必ずしも読み取れず、例えばエスパラメータを測定できる汎用計測器も規制対象であるとの誤解を生じてしまう恐れがあります。

(修正案1) は、この誤解が生じぬよう「特別に設計した」ことを規制文中に明示して規制対象を明確化する提案、(修正案2) は WA 原文により忠実な和文を提案するものです。

4) 貨物等省令第6条第二十二号

【意見内容】

「二十二 ……窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム**又は**ダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、……」を

「二十二 ……窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム**若しくは**ダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、……」に変更する。

【理由】

同一文章内に「又はインゴット……」と記載されているためです。

なお、WA の規定によれば、次のとおり"substrates"と ingots の間に「.or」と記載されており、Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga₂O₃)も semiconductor "substrates"に係っているものと解釈できます。

3. C. 5. High resistivity materials as follows:

a. Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga₂O₃) or diamond semiconductor "substrates"..or ingots, boules, or other preforms of those materials, having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C;

5) 貨物等省令第7条第三号

【意見内容】

第7条

「三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（・・・）」を

「三 デジタル電子計算機、その附属装置又はデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（・・・）」に変更する。

又は

「三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの、又はこれらの部分品（・・・）」に変更する。

※「部分品であって」と「次の」の間の「、」は削除

【理由】

「であって、」の前に「又は」を用いていないためです（他の条文の記載と平仄をあわせる）。

3) 貨物等省令第14条第二号

【意見内容】

貨物等省令第14条第二号の用語の使い方について以下のように修正する。

1) 貨物等省令第14条第二号

原案) 電波若しくは赤外線の吸収材

修正案) 電磁波の吸収材

2) 貨物等省令第14条第二号イ

原案) 電波の吸収材として使用するよう特に設計されたものであって・・・

修正案) 電磁波の吸収材として使用するよう特に設計された材料であって・・・

3) 貨物等省令第14条第二号イ(二)

原案) 磁気損失により電波を吸収するものでないものであって、・・・

修正案) 磁気損失により電磁波を吸収するものでないものであって、・・・

4) 第14条第二号ロ

原案) 赤外線を吸収するために・・・

修正案) 近赤外線を吸収するために・・・

【理由】

- 1) CISTEC 先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第1の15の項(2)、貨物等省令第14条第二号の改正要望」2021 貿情セ調(経提)第2号(2021年7月30日(2021年8月31日再提出))に記載の通り、当該部分の改正案をWA原文で規制している"electromagnetic radiation"の日本語訳に対応する『電磁波』に統一することが望ましいと考えます。

- 2) 第 14 条第二号イ及びイ (二) で規制対象としているのは、電波、赤外線、可視光であるので、これらを包含する「電磁波」という用語に整合するのが適切と考えます。また、他の箇所でも「もの」を「材料」に改正しているので、本号イ中も同様に「材料」に修正します。
- 3) 第 14 条第二号ロでは「(前略) 波長が 810 ナノメートル超 2000 ナノメートル未満のもの(周波数が 150 テラヘルツ超 370 テラヘルツ未満のものをいう。)のうち、可視光を透過しないもの」と規定されています。WA 原文では、この波長が 810 ナノメートル超 2000 ナノメートル未満のものは”near-infrared radiation”と規定されているため、対応する訳語である「近赤外線」に修正するのが適切であると考えます。

<参考 1. C. 1. b. 原文 (関係部分抜粋) >

Materials not transparent to visible light and specially designed for absorbing **near-infrared radiation** having a wavelength exceeding 810 nm but less than 2000 nm (frequencies exceeding 150 THz but less than 370 THz);

4) 貨物等省令第 14 条第二号イ

【意見内容】

貨物等省令第 14 条第二号イの除外規定 (下線部分) を以下のように修正する。

原案)

イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が 200 メガヘルツ超 3 テラヘルツ未満のもの。

ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないものを除く。

修正案 1)

イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が 200 メガヘルツ超 3 テラヘルツ未満のもの。

ただし、次のいずれかに該当するものを除く。(塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料には、適用しない。)

修正案 2)

イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が 200 メガヘルツ超 3 テラヘルツ未満のもの。

ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないものを除く。

【理由】

- 1) 「塗料に混入していないものを除く。」という表現は二重否定であり、該当非該当の対象貨物の読み取りが難しい。従って「塗料に混入していないものを除く」との記載において、WA 原文に従い、「塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料」と修正し、除外を規定する下位条文との関係を明確にします。
- 2) CISTEC 先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第 1 の 15 の項 (2)、貨物等省令第 14 条第二号の改正要望」2021 貿情セ調 (経提) 第 2 号 (2021 年 7 月 30 日 (2021 年 8 月 31 日再提出)) にて提案した内容の通り、WA 原文で規制している内容と規制ぶりを整合させるのが望ましいと考えます。
- 3) 具体的に、WA 原文では Note 1 に”1C.1.a. does not apply to”とあり、同号イ (一) から (三) の「次のいずれかに該当するものを除く」貨物が記載されていますが、Note 2 において”Nothing in Note 1 releases magnetic materials to provide absorption when contained in

paint."とあり、Note 1 の除外規定のうち「塗料に混入したときに吸収性を備える磁性材料 (magnetic materials) には適用しない」とされているため、この規制内容に一致させた修正が必要と考えます。

- 4) 「塗料に混入していないもの」というのは、貨物の物質的な状態を表していますが、「塗料に混入していないもの」でも、実際の用途においては、(後工程などにおいて) 塗料に混入され電波吸収材 (省令 14 条第二号イに該当) として使用する可能性があります。原案では、そのような貨物の場合であっても“次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないもの”であれば、この貨物の該非判定は、非該当となることが考えられます。。本号の規制主旨を考慮すると、この場合の該非判定は非該当ではなく該当とするのが妥当と考えられるため、上記の理由により修正が必要と考えます。
- 5) 修正案 1) では、原案の二重否定を明確にするため「次のいずれかに該当するものを除く」との下位規定に対し、かっこ書きで WA 原文 1.C.1.a. Note2 に記載の「塗料に混入したときに吸収性を備える磁性材料には適用しない。」として、下位の除外規定が適用されないことを明確に区別しました。「・・・適用しない。」との表現については、貨物等省令第 3 条第十七号二の運用通達「解釈を要する語」の「安定性」の解釈において用いられている表現であり、本修正案でも採用しました。
- 6) 修正案 2) は、現行の貨物等省令で用いられる表現に準拠し、同号改正原案の「・・・該当するものであって、塗料に混入していないものを除く」の記載に対して、WA 原文 1.C.1.a. Note2 に規定されている内容を追記し、「・・・吸収性を備える磁性材料でないもの」と修正しました。
- 7) 修正案 1) の表現は、これまでの省令等では用いられたことのないものであると思われるため、修正案 1 を採用することが難しい場合には、従来省令の表現を踏襲し、かつ、WA 原文 (1 C.1.a. Note2) の内容を正しく表した修正案 2) をご検討いただきたい。

5) (施行期日)

【意見内容】

今年度も「公布の日から起算して 2 月を経過した日から施行する。」としてくれることを歓迎する。

【理由】

例年、政令改正がある場合は、政令公布から 2 月を経過した日から施行されていましたが、省令以下は遅れて公布され、例えば CISTEC は省令以下の公布からパラメータシートや項目別対比表の改訂作業に入り、企業の該非判定の見直しに間に合わせるべく、施行日の 2 週間程度前までに改訂終えてほとんど余裕のないスケジュールでした。企業もシステム改定や該非判定の見直しを施行日までに行わなければならない、同じく余裕のないスケジュールでしたが、昨年度は省令公布から 2 月後に施行日であり、余裕がありました。今年度もこのペースが維持されることを歓迎します。

4. 運用通達

1) 解釈：輸出令別表第 1 の 1 の項 (9) の附属品

【意見内容】

「次のいずれかに該当するものを 含む、船上に設置されるものを 含む。」を次のように修正する。
「次のいずれかに該当するもの (船上に設置されるものを含む。) を含む。」

【理由】

一文中に「含む。」が重ねて用いられているため（ ）内で、それを和らげるためです。

2) 解釈：輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの

【意見内容】

「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」の解釈で、従来「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって」から「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって」と変更となりました。これにより、『貨物等省令第6条第二号カ』が「輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。」から外れ、例えば、伝送通信装置の専用設計品である送受信モジュールの場合、改正前に省令第8条第二号だけで該非判定をしていたものが、改正後は省令第8条第二号に加え、省令第6条第二号カでも該非判定することが必要になりました。

『貨物等省令第6条第二号カ』は2016年12月のWAリスト改正の3.A.1.b.12が反映されたものですが、当時、改正前に3.A.1.b.4.f.にあった「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」の規制が3.A.1.b.12移動したものと理解しています。（CISTEC ジャーナル 2017年3月号 P41）

WA 原文には3.A.1.b.12の詳細な定義の記載が無く解釈への追加は難しいと思いますので、経済産業省 安全保障貿易管理のQ&Aに『貨物等省令第6条第二号カ』の対象範囲が、「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」であることを明記下さい。

【理由】

該非判定の『貨物等省令第6条第二号カ』が「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」であることをQ&Aとして記載して頂くことで、規制対象となる範囲が明確になるためです。

3) 解釈：（7の項）送受信モジュール

【意見内容】

「貨物等省令第6条第二号カ」に関連する運用通達「送受信モジュール」の解釈を以下の通り見直して頂きたい。

（変更前）『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。』

（変更案）『信号の送受信のための双方向の振幅機能及び位相制御機能を有する電子装置をいう。』

【理由】

意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。

WA 条文の3.A.1.b.12のTechnical Notes 1.は、

A 'transmit/receive module': is a multifunction "electronic assembly" that provides bidirectional amplitude and phase control for transmission and reception of signals.

となっており、multifunction "electronic assembly"のmultifunctionは、that 以下にある①bi-directional amplitude の機能と②(bi-directional) phase control の機能の2つの機能を示している。

他方、貨物等省令第6条第二号カの運用通達「送受信モジュール」の解釈は、

『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる**多機能**電子装置をいう。』

となっていますが、「多機能」が①bi-directional amplitude の機能と②(bi-directional) phase control の機能に限定されていないようにも解釈され、どのような機能を示すのかがわかりにくくなっているため該非判定をする上で混乱が生じています。

上記の(変更案)に改訂することにより、WA 条文に則した「送受信モジュール」の解釈となり、規制対象がより明確になります。

4) 解釈：(7の項) 送受信モノリシックマイクロ波集積回路

【意見内容】

「貨物等省令第6条第二号カ」に関連する運用通達「送受信モノリシックマイクロ波集積回路」の解釈を以下の通り見直して頂きたい。

(変更前) 『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』

(変更案) 『信号の送受信のための双方向の振幅**機能**及び位相制御**機能を有する**モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』

【理由】

意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。

WA 条文の 3. A. 1. b. 12 の Technical Notes 3. は、

A 'transmit/receive MMIC': is a multifunction "MMIC" that provides bi-directional amplitude and phase control for transmission and reception of signals.

となっており、multifunction "MMIC"のmultifunctionは、①bi-directional amplitude の機能と、②(bi-directional) phase control の機能の2つの機能を示しています。

他方、貨物等省令第6条第二号カの運用通達「送受信モノリシックマイクロ波集積回路」の解釈は、『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる**多機能**モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』

となっていますが、「多機能」が①bi-directional amplitude の機能と②(bi-directional) phase control の機能以外の機能も含まれているようにも解釈され、どのような機能を示すのかがわかりにくくなっているため該非判定をする上で混乱が生じています。

上記の(変更案)に改訂することにより、WA 条文に則した「送受信モノリシックマイクロ波集積回

路」の解釈となり、規制対象がより明確になります。

5) 解釈：貨物等省令第14条第二号ロ中の赤外線吸収材として使用するよう設計したもの

【意見内容】

原案 貨物等省令第14条第二号ロ中の赤外線吸収材として使用するよう設計したもの
「解釈」

次のいずれかの用途に該当するよう特別に設計又は調合したものを除く

(修正案)

貨物等省令第14条第二号ロ中の近赤外線吸収材として使用するよう特に設計したもの
「解釈」

次のいずれかの用途に該当するよう特別に設計又は調合した材料を除く

【理由】

第14条第二号ロの運用通達における解釈を要する語についても、同号本文の修正案を反映して「近赤外線」と修正します。また、「使用するよう設計したもの」の「特に」が条文から反映されていないので、追記します。

6) 別表第1の別紙 14)

【意見内容】

「・・・、「い地域①」「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの」に「ろ地域」を追加して次のように修正する。

「・・・、「い地域①」「い地域②」「ろ地域（ち地域を除く。）」又は「り地域」を仕向地とするもの」

【理由】

今般の改正で、包括許可要領[別表A]が改正され、「ろ地域（ち地域を除く。）」向けの貨物等省令第1条第三号（輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。）が「特定」から「特別一般」になり、「と地域①」「と地域②」「り地域」との平仄を合わせる必要があるためです。

7) 別表第1の別紙 2(17の2)(ロ)

【意見内容】

(17の2)を改正せず、(17の3)を新設し、次のようにする。

(17の3) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するものであって、「と地域③」又は「ち地域」を仕向地とするもの

【理由】

今般の改正で、「と地域③」向けは現行では「と地域②」に含まれていて、「特別一般」が適用できますが、「と地域③」が新設されて「と地域③」向け貨物等省令第6条第十七号へ(四)は「特定」しか適用で

きなくなっています。この改正と平仄を合わせる必要があります。

4. 役務通達

1) 解釈：(7の項) GDS II

【意見内容】

「集積回路の設計において その集積回路又は回路配置のアートワークにかかるデータベースファイル形式をいう。」を

「集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のアートワークのためのデータベースファイル形式をいう。」に変更する。

※「おいて」と「その集積回路」の間のスペースは削除する。

【理由】

- ・「おいて」と「その」の間のスペースは削除が適切と思料します。
- ・WAの規定によれば、「'Geometrical Database Standard II' ('GDSII') is a database file format for data exchange of integrated circuit or integrated circuit layout artwork.」と表記されており、「for」は「のための」や「～用の」という意味と思われます。

「のための」や「～用の」にではなく「かかる」を用いるのであれば、平仄を合わせる観点から「係る」の変更する必要があると思われます。

5. 包括許可取扱要領

1) I 1 1 (3)

【意見内容】

改正の必要はない。

【理由】

一般包括許可の失効規定ですが、ただし、一般包括許可が適用できる場合であって、マトリックス表をみる限り「特別一般/一般」はあっても「特別一般/一般/特定」あるいは「一般/特定」と表記されている貨物も技術もありません。

2) II 4 (1) ①イ

【意見内容】

「イ 輸出令別表第1の3の項(2) 8又は9に掲げる貨物」を「イ 輸出令別表第1の3の項(2) 7又は9に掲げる貨物」と修正する。

【理由】

「8」は「7」の誤植です。

3) II 1 1 (3)

【意見内容】

「・・・によって輸出又は提供したときには、・・・」を
「・・・によって輸出又は提供したときは、・・・」に変更する。

※「ときには」を「ときは」に変更する。

【理由】

他の表記と平仄を合わせるためです。

4) III (10) (3)

【意見内容】

改正の必要はない。

【理由】

特定包括許可の失効規定ですが、ただし、特定包括許可が適用できる場合であって、マトリックス表をみる限り「特別一般/一般/特定」あるいは「一般/特定」と表記されている貨物も技術もありません。

5) VII 1 (8)

【意見内容】

原案)

⑤ 買主の名称、所在地の欄

買主の名称、所在地を記載してください。買主が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑥ 荷受人の名称、所在地の欄

荷受人の名称、所在地を記載してください。荷受人が複数の場合、別紙をご利用ください。

修正案)

上記⑤及び⑥に対し、「ただし、⑤ 買主の名称、所在地の欄及び⑥ 荷受人の名称、所在地の欄は需要者と同じ場合は不要とする」の注意書きを加える

【理由】

記載内容が重複するため。

6) VII 2 (1)

【意見内容】

「① 別表1から別表4までに規定する報告(様式第16、様式第17)

次に掲げる場合は、別表1から別表4までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め(締め)の輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(中略)

(注) 同一の契約に係る輸出又は取引が複数月に渡る場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。」

を

① 別表1から別表4までに規定する報告(様式第16、様式第17)

次に掲げる場合は、別表1から別表4までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った日の属する月ごとに、当該月末日までの輸出又は取引の実績を翌月末日又は次に掲げる場合を知った日の属する月の翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(中略)

(注) 同一の契約に係る輸出又は取引が複数月にわたる場合は、最初の輸出日又は取引を行った日を起算日としてまとめて提出してください。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、当該契約に基づく見込みを記載してください。また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。」に変更する。

【理由】

ストック販売以外の輸出や技術提供についても、必ずしも輸出又は技術提供に係る取引を行った月中に知ることができるとは限らないためです。

誤記と考えられる部分を変更するため、他の表記と合わせるため及び報告月について他の法令における一般的な表記とすることにより明確化するためです。

7) VII 2 (1) ①②

【意見内容】

- ① のa) から「用いられるおそれがある場合」b) から「利用されるおそれがある場合」を削除する。
- ② のb) から「用いられるおそれがあること」「利用されるおそれがあること」を削除する。

【理由】

別表1から別表4を見ると「その他の軍사용途」に「用いられるおそれがある場合」、「利用されるおそれがある場合」等は報告の対象になっておらず、不一致が生じます。

8) VII 2 (1) ②

【意見内容】

- ① 「② ストック販売の場合(上記①に該当する場合を除く。)(様式16の2、様式17の2)」を単に「② ストック販売の場合(上記①に該当する場合を除く。)」とする。

- ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の「包括許可」の部分に、たとえば、「ストック販売であって、需要者が確定し、当該貨物又は当該技術が大量破壊兵器等に用いられる、利用される等を知った場合に経済産業省に相談するようになっているか。」等が追加されるか、確認したい。

【理由】

- ① a) は「相談」であり、b) が「報告」でありますので、②の柱書に「(様式16の2、様式17の2)」を記述するとa) の「相談」にもこの様式を用いなければならないと誤解されてしまいます。
- ② CPの改定も検討しなければならず、是非確認したい。

9) VII 2 (1) ② a)

【意見内容】

「相談」の様式を定め、a) 「・・・に先立ち安全保障貿易審査課に相談してください。」(様式××)とする。

【理由】

新しく「相談を行ってください。」と追加されましたが、どのようなフォーマットで相談するかが規定されておりません。様式13に「届出書」があるように「相談書」の様式を定めることが官民ともに共通のメリットになるものと考えます。そして、この様式××を相談結果の回答書にもできます。

10) VII 2 (1) ② a) 又は別紙1から別紙4

【意見内容】

相談の回答期間を、例えば14日間と明示をする。あるいは別紙1から別紙4に明記する。。

【理由】

「届出」については、受理された日から14日間、当該包括許可を用いて輸出又は取引を行わないこと(ただし、経済産業省ら当該輸出又は取引について異議がない旨の連絡を受けた場合を除く。)という規定があり、この「相談」についても期間を明示することによって、輸出者にとって今後の再販売や再提供の予定が見通せます。あるいは再販売、再提供はできないとは早期に通告するためにも是非回答期間の明示が必要であると考えます。

11) VII 2 (1) ② b)

【意見内容】

b) の「・・・安全保障貿易審査課に提出してください。」(様式第16の2、様式第17の2)とする。

【理由】

様式16の2、17の2はともに「実績報告書」（ストック販売）であり、b)にのみ係ることを明確にするためです。

12) VII2 (1) ②

【意見内容】

「b)・・・、当該情報を知り得た時点の月ごとに当該月の末締め~~の~~再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出してください。

（中略）

（注）上記①及び②の用語の解釈は別表1から別表4までの定義を準用します。」を

「b)・・・、当該情報を知った日の属する月ごとに、当該月の末日までの再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出してください。

（中略）

（注）上記①及び②の用語の解釈は、別表1から別表4までの定義を準用します。」に変更する。

【理由】

他の表記と平仄を合わせるため及び報告対象月について他の法令における一般的な表記とすることにより明確化するためです。

13) VII2 (2)

【意見内容】

「・・・貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。」であって、・・・」を
「・・・貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。」であって、・・・」に変更する。

※改正案中の5か所。

【理由】

他の表記と平仄をあわせるためです。

14) VII2 (5)

【意見内容】

「報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては当該許可の・・・、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可の対象技術・・・。」を次のように修正する。

「報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括許可の輸出にあつては当該許可の・・・、特定子会社包許可の役務取引にあつては当該許可の対象技術・・・。」

【理由】

「特定子会社包括輸出許可」「特定子会社包括役務取引許可」はなく、「特定子会社包括輸出・役務取引許可」です。

15) VII (6)

【意見内容】

輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物の実績報告を下記のとおり絞り込む。

輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム以上、またはろ地域に輸出する場合に限る

【理由】

現行の包括許可では、「い地域①」及び「い地域②」を仕向け地に対して、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを対象としていますが、定期的な報告義務は設けられておりません。

「い地域①」及び「い地域②」については、今回の改正案にある「10キログラム未満のもの」まで半期の報告を不要であることが望ましいが、少なくとも、「い地域①」及び「い地域②」を仕向け地とする、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものについては、従来通りとして定期的な報告を不要としていただきたい。

16) (別表1)

【意見内容】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

17) (別表1)

VII 2 (1) ② b) で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第16の2で報告することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② b)

) で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第16の2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

18) (別表2)

【意見内容】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

19) (別表2)

【意見内容】

VII 2 (1) ② b) で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第17の2で報告することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第17の2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

20) (別表3)

【意見内容】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

21) (別表3)

VII 2 (1) ② b) で新しく規定されたストック販売の「報告」を規定し、様式第16の2で報告することもきちんと規定する。

【理由】

VII 2 (1) ② a) で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、

「様式第16の2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

22) (別表4)

【意見内容】

Ⅶ2(1)② a)で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。

【理由】

Ⅶ2(1)② a)で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

23) (別表4)

【意見内容】

Ⅶ2(1)② b)で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第17の2で報告することもきちんと規定する。

【理由】

Ⅶ2(1)② a)で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第17の2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。

24) [別表A] 2の項

【意見内容】

「輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するものであって、輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用のものを除く。)

を

「輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもののうち、輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用のものを除く。)」

とする。

【理由】

「であって」が重複しています。

25) [別表A] 2の項

【意見内容】

「輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(原子炉用のものを除く。)」

を

「輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもののうち上記を除くもの(原子炉用のものを除く。)」

とする。

【理由】

重複を排除するためです。

26) 様式16の2、17の2、18の2、23の注(4)

【意見内容】

「・・・複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準に・・・」を

「・・・複数月にわたる場合は、最初の輸出又は提供を行った日の属する月から起算して・・・」に変更する。

【理由】

表記上平仄を合わせるため及び報告様式が月次ベースになっているためです。

※「渡る」は「わたる」の誤記と史料します。

なお、様式には「ください」と「下さい」が用いられていて、統一が必要です。

27) 様式18の2

【意見内容】

表の「輸出令別表第1番号」の欄を削除する。

【理由】

表題に(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって・・・)とあります。

6. 提出書類通達

1) 別表1 7の項(2)、(16)、(18)・・・(と地域②)

【意見内容】

改正の必要はない。

【理由】

ここに輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号を含めるのは適切ではありません。

せん。

2) 別表1 輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号

【意見内容】

輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号に関しては、「と地域②(と地域③)を除く。」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。

【理由】

包括許可要領でも輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号の関しては、「と地域②(と地域③を除く。)」向けは「特別一般」、「と地域③」向けが「特定」と規制に差異があり、個別許可申請でも申請書類等に差異があつてしかるべきと考えます。

3) 別表2 輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号に係る技術

【意見内容】

輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号の技術に関して、「と地域②(と地域③)を除く。」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。

【理由】

包括許可要領でも輸出令別表第1の7の項(16)、貨物等省令第6条第十七号の技術関しては、「と地域②(と地域③を除く。)」向け、「と地域③」向けが「特定」となっています。個別許可申請でも申請書類等を包括の「特定」と同程度の適切なものとすべきと考えます。

7. 補完規制通達

1) 1(6)⑩

[意見内容]

今回の「補完規制通達」の明らかガイドラインの改正は、改正条文の発表にとどまり、公式の説明資料がないため、背景、趣旨がわかりにくく、誤解を招くことが懸念されます。このため、以下の点について確認をお願いします。

○大量破壊兵器キャッチオール(CA)規制の体系下にある「明らかガイドライン」に、通常兵器CAの規制条文と同様の内容が入ってくることに違和感があります。

これは、現在、通常兵器CAはインフォーム要件のみ(武器禁輸国向けのみ客観要件も適用)であるところを、実質的に武器禁輸国向け以外に客観要件を制度化するということなのではないかとの疑問や、その項目に該当したら直ちに許可申請義務が生じるのではないかとの誤解などが広がり、混乱を招くおそれが懸念される場所です。

今回の措置は、そのような趣旨によるものではないと理解しています。つまり、外国ユーザーリスト掲載企業向けのものが軍事用途に使われるとの情報がある場合に許可申請を求める（＝通常兵器 CA の客観要件を武器禁輸国向け以外にも実質的に拡大する）趣旨ではなく、あくまでレッドフラグとしてのチェックと、必要に応じての相談を促すとの趣旨に留まり、レッドフラグ以上に新たな義務付けを行う趣旨ではないと理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。

○従来、キャッチオール規制は、「大量破壊兵器」と「通常兵器」とで峻別して規制をしてきています。今回の通達改正で、大量破壊兵器開発等のおそれがある場合を判断するレッドフラグである「明らかガイドライン」の中に、通常兵器の開発等の情報がチェック項目として追加されることの趣旨がわかりにくいところがあります。

(1) おそらく、大量破壊兵器開発等と通常兵器開発等間で重なる部分が出てきているとの背景、趣旨ではないかと思いますが、具体的にどのような分野でその双方の開発等につながる可能性があるのか、ご説明をお願いします。

(2) 外国ユーザーリストには指定区分がありますが、通常兵器関連の軍事用途の関係で懸念があるのは、その指定区分に関係する分野だと思います。「軍事用途」といっても幅広いですから、その指定区分ごとに、どのような通常兵器関連の軍事用途が懸念されることになるのかを整理・公表していただくことのご検討をお願いします。それによって注意すべき具体的対象もイメージされてきますし、ご相談にいく必要性の有無の判断も容易になると思います。

○「軍事用途であるとの情報を得ている場合」に、その軍事用途の内容と、外国ユーザーリストの指定区分とは直接の関係がない場合もあると思われます。その場合、通常兵器 CA によってインフォームがかけられることはあるのでしょうか。

もしそうだとすると、やはり大量破壊兵器 CA の体系下で、実質的に通常兵器 CA の運用がなされることになりすし、以前から経産省にご相談に行った企業から提起されている、「大量破壊兵器関連の懸念で相談に行ったら、むしろ通常兵器関連で詳しく調べられてインフォームをかけられた」との運用への困惑・不満を増幅させるおそれがあります。

そのような運用は適切ではなく、通常兵器 CA のインフォームにつなげる狙いがあるのであれば、通常兵器 CA の枠組みの中で手当てすることが必要と考えます。

【理由】

誤解や混乱を避けるためです。

2) 1 (6) ⑱

【意見内容】

- ①・改正対象の補完規制通達中のいわゆる「明らかガイドライン」は、核兵器等開発等省令／告示第2号、第3号の除外要件と位置づけられ、特に、[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]に分類される、⑰及び改正後の⑱は、外国ユーザーリスト（＝「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」）に関するものであり、大量破壊兵器キャッチオール規制に関するものと理解しています。
- ・その前提で、大量破壊兵器の定義より広い「軍事用途」という概念を新たに導入することについては、元来の法令の趣旨を超えた過剰な規制となってしまう恐れがあります。
 - ・従って、本改正の目的と法令解釈の合理性について丁寧な説明を行った上で、本項目では、大量破壊兵器に係る軍事用途と限定していただくことを希望します。なお、通常兵器に係る軍事用途の確認を求めるとの趣旨である場合には、補完規制全体の制度を見直すべきと考えます。
- ②キャッチオール規制の「明らかガイドライン」への項目追加について、改正の背景や特に気を付けるべき内容、「軍事用途」の定義について、別途説明会等の開催を強く希望します。
- ③「軍事用途」の定義について
- ・「軍事用途」という言葉の定義は必ずしも明確ではないため、解釈の幅が相当広く、運用のばらつきや恣意的な解釈を招きかねないと考えます。
 - ・「明らかガイドライン」での本項目の具体的な取扱いについて明らかにしていただくことを希望します。
- ④ 「輸出者が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」に新たに「⑱」として追加された内容においては「軍事用途」という用語が使用されていますが、当該用語の明確な定義について規定されているものがございません。そもそも「核兵器等の開発等」の用途に関しては核兵器等開発等省令（又は核兵器等開発等告示）第一号に該当し即許可が必要となること、またリスト規制該当品目の取引においては「包括許可取扱要領」に則り、輸出令別表3に掲げる地域以外向けの取引時に「その他の軍事用途」である場合に特別一般包括許可が「失効」となる点を勘案すれば、「その他の軍事用途」と同様の定義（通常兵器の開発、製造又は使用）であることが推測されますが、もし本解釈が正しいのであれば明記が必要かと思われます。
- 「軍・国防用特殊仕様の武器以外の品目に関する取引」「軍・国防機関を需要者とする武器以外の汎用品の取引」等々、「軍事用途」「民生用途」の判断が困難なケースも多々あることから、ご検討をお願い致します。
- ⑤ 1. 昨今の情勢を鑑みるに、補完規制の強化は重要と考えます。今後の課題となるかもしれませんが、次のアイデアも一案と考えます。「大量破壊兵器キャッチオールのガイドライン見直し」とのことですが、むしろ、通常兵器（軍事用途）キャッチオール規制の運用強化のように見えます。もしそうであれば

ば、「(6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」よりも、「1. (4) 用途の確認 2) 通常兵器」の項目で扱うのが妥当なように思います。

2. もしくは、大量破壊兵器と通常兵器の技術の垣根がなくなりつつあることを踏まえ、現行の「大量破壊兵器」の定義に当てはまる用途の確認にとどまらず、より慎重な検討を輸出者に求めるとの趣旨であれば、その意図を明確にさせていただくのが良いと思われま。

3. 原案が採用された場合、外国ユーザーリスト掲載企業向けの輸出は、通常兵器用途であっても輸出許可申請が必要になるのでしょうか。

【理由】

輸出管理に従事する者の疑問、懸念、不安等をそのまま「意見内容」としました。これらに応えていただけることを期待します。